

労働者死傷病報告の適正な提出を！

事業者は、労働災害が発生した場合、労働者死傷病報告を
所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。
(労働安全衛生規則第97条)

遅滞なく提出が必要です。

※「遅滞なく」とは、概ね2週間以内をいいます。

労働災害発生

死亡又は
休業4日以上

様式第23号

休業4日未満

様式第24号

四半期ごとに提出が必要です。
具体的には、

4月～6月分⇒7月末日まで

7月～9月分⇒10月末日まで

10月～12月分⇒1月末日まで

1月～3月分⇒4月末日まで

！注意！
被災者がいない場合であっても、
一定の事故について報告が必要です。

例えば、

- 火災や爆発の事故
- 研削といし等の破裂
- 移動式クレーンの転倒

などが該当します。

(労働安全衛生規則第96条)

労働者死傷病報告を提出しないと
労災かくしになる場合があります

